

議案第 1 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和6年5月16日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

- (1) 沖縄県立球陽高等学校においては、理数科で文系大学に進学する生徒が毎年25～30%強(30名以上)、国際英語科で理系大学に進学する生徒が毎年約20%(20名以上)存在し、高校入学時に理数科と国際英語科に分けて募集しているため、進路希望状況や卒業後の進学先に理系・文系のミスマッチが起こっている。
- (2) (1)を踏まえ、出願時は1つの学科として募集し、2年次から理系・文系の教育課程を編成することで生徒の希望に応じた進路選択及び進路実現を図るため、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2（略）

3（略）

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立球陽高等学校の項中 「理数科
国際英語科」 を「文理探究科」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 沖縄県立球陽高等学校の理数科及び国際英語科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお存続するものとする。

規則案の概要の説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 沖縄県立球陽高等学校においては、理数科で文系大学に進学する生徒が毎年25～30%強(30名以上)、国際英語科で理系大学に進学する生徒が毎年約20%(20名以上)存在し、高校入学時に理数科と国際英語科に分けて募集しているため、進路希望状況や卒業後の進学先に理系・文系のミスマッチが起こっている。
- (2) (1)を踏まえ、出願時は1つの学科として募集し、2年次から理系・文系の教育課程を編成することで生徒の希望に応じた進路選択及び進路実現を図るため、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立球陽高等学校の理数科及び国際英語科を文理探究科に改める。(別表第1関係)
- (2) この規則は、令和7年4月1日から施行する。(附則第1項)
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、沖縄県立球陽高等学校の理数科及び国際英語科は、令和9年3月31日までの間、なお存続する。(附則第2項)

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表																			
改正案	現行																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(学校の目的)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(名称、位置等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条～第89条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校の目的)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(名称、位置等)</p> <p>第3条 学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>第4条～第89条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>科</th> <th>課程</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立球陽高等学校</td> <td>沖縄市南桃原</td> <td></td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>理数科 国際英語科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	科	課程	修業年限	学科	沖縄県立球陽高等学校	沖縄市南桃原		全日制	三年	理数科 国際英語科						
名称	位置	科	課程	修業年限	学科														
沖縄県立球陽高等学校	沖縄市南桃原		全日制	三年	理数科 国際英語科														
<p>別表第2～別表第4 (略)</p> <p>第1号様式～第22号様式 (略)</p>	<p>別表第2～別表第4 (略)</p> <p>第1号様式～第22号様式 (略)</p>																		

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第六十二号)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2・3 (略)